

子育て支援

(1) 児童手当の給付

家庭生活の安定と次代の社会を担う児童の健やかな成長のため、中学校修了前までの児童を養育している人に手当を給付する。

(手当額)		(月額)
0～3歳未満(3歳誕生日まで)		15,000円
3歳～小学校終了前	第1子、第2子	10,000円
	第3子以降	15,000円
中学生		10,000円
所得制限世帯		5,000円
所得上限超過世帯		0円

(給付実績)

年度	受給者数	給付額
令和3年度	18,109人	3,862,955千円
令和4年度	16,822人	3,702,860千円
令和5年度	16,317人	3,558,850千円

(2) 子ども医療費の助成

子どもの健やかな成長を支援するとともに、子育て家庭の経済的負担の軽減を図るため、高校3年生相当までの子どもに対し、医療費等の一部を助成する。

・自己負担 就学児には自己負担あり

通院 1月・1医療機関(薬局を除く)あたり500円

入院 1月・1医療機関(薬局を除く)あたり500円×8日まで(500円×8日=月4,000円を上限)

(助成実績) 令和4年度からは高校3年生相当までの子どもが助成対象

年度	受給対象者数	助成件数	助成額
令和3年度	32,726人	386,449件	811,980,213円
令和4年度	38,447人	446,812件	920,608,895円
令和5年度	37,863人	523,588件	1,117,296,852円

(3) 未熟児養育医療の給付

医師に入院養育が必要と認められた未熟児に対し、医療費等の一部を給付する。

(給付実績)

年度	助成件数	支払額	うち、自己負担額 (子ども医療費等により公金振替)
令和3年度	151件	15,057,801円	3,288,020円
令和4年度	136件	14,027,162円	3,492,028円
令和5年度	157件	15,933,630円	3,532,589円

(4) 子どもの貧困対策事業

生活に困窮している家庭やひとり親家庭などの子どもに対し、基礎学力や基本的な生活習慣の習得を支援するため、学習支援教室を開催する。

(実績)

年度	参加人数(延べ)	教室開催回数
令和3年度	392人	122回
令和4年度	1,011人	205回
令和5年度	1,183人	250回

(5) 病児保育事業

病気治療中又は病気回復期にあり、かつ、保護者の労働もしくは疾病その他の事由により家庭において保育を受けることが困難となった児童について、病児保育施設にて一時的に保育を行う。

[実施施設]

- ・福井県済生会乳児院(病後児保育)
- ・福井総合クリニック(病後児保育)
- ・福井愛育病院 愛育ちびっこハウス(病後児・病児保育)
- ・大滝病院 病児病後児保育園(病後児・病児保育)

(延利用人数)

年度	病後児保育	病児保育
令和3年度	766人	3,153人
令和4年度	348人	2,541人
令和5年度	404人	3,475人

(6) すみずみ子育てサポート事業

社会的にやむを得ない事由により、児童を養育できない保護者に対し、一時預かりや家庭支援などのサービスを提供する。

[実施施設]

- ・福井市(の~び・のび)
- ・シルバー人材センター(ひだまりの家、家庭支援サービス)
- ・福井県民生活協同組合(ハーツきっず羽水、ハーツきっず学園、ハーツきっず志比口、きらめきくらしのサポート)
- ・アイビーエージェント株式会社(とらいあんぐる、子育てサポートセンター とらいあんぐる)
- ・株式会社Select(すまいいきっず)
- ・一般社団法人シングルマザーの幸せな生活研究所(キッズ&ベビールームPRIBABY)
- ・ベビーシッターくれいどる

(延利用人数)

年度	
令和3年度	16,769人
令和4年度	14,313人
令和5年度	19,212人

(7) 地域子育て支援拠点事業

子育て中の親子の交流の場と、子育てに関する支援情報の提供など、地域の実情に応じたきめ細やかな子育て支援サービスを行う。

[実施施設]

- ぱんだルーム、ひよこ広場、ぴょんぴょんルーム、
 すくすくキッズ、A O S S A子ども家庭センター子育て支援室・相談室、
 およこの広場 あ・の・ね、たんぼぼ広場、
 ハーツきっず羽水・学園・志比口、きのこルーム

(延利用人数)

年度	
令和3年度	71,553人
令和4年度	74,335人
令和5年度	90,145人

(8) 児童小遊園遊具整備費補助事業

児童の健全育成を支援するため、地域の神社や寺院の敷地等に遊具を設置している自治会に、遊具の整備に要する費用の一部を補助する。

(遊具整備状況)

年度	所有自治会数	増設	取替	撤去
令和3年度	147自治会	-	1か所	-
令和4年度	146自治会	-	-	2か所
令和5年度	146自治会	-	-	2か所

(9) 児童相談

(相談件数：実件数)

年度	養護相談		保健相談	障害相談	非行相談	育成相談	その他の相談	計
	児童虐待相談	その他の相談						
令和3年度	73件	890件	1件	6件	0件	164件	9件	1,143件
令和4年度	48件	788件	5件	6件	2件	163件	24件	1,036件
令和5年度	66件	631件	5件	4件	3件	149件	46件	904件

(10) 子ども相談・子育て支援事業

A O S S A内の子育て支援室・相談室で、親子の交流の場を提供するとともに臨床心理士等の専門職が子どもに関するさまざまな相談に応じ、情報提供や助言等の適切な支援を行う。

(利用・相談件数：延件数)

事業内容	令和3年度	令和4年度	令和5年度
子育て支援室	5,895名(同伴者を含む)	5,405名(同伴者を含む)	7,519名(同伴者を含む)
相談室	1,175件	1,099件	1,164件

(11) 子育て世帯訪問支援事業・養育支援訪問事業

虐待予防の観点から、妊婦、就学前の乳幼児を養育している家庭、又はヤングケアラーがいる家庭のうち、特に養育支援が必要な家庭に対し、専門的な指導・助言、育児・家事援助を行う。

(令和4年度から対象家庭にヤングケアラーがいる家庭を追加)

ヤングケアラー：本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話等を日常的に行っている子ども

(実績)

年度	訪問件数	
	指導・助言	育児・家事援助
令和3年度	64件	109件
令和4年度	78件	89件
令和5年度	70件	166件

(12) 子育て支援短期利用事業

児童を養育している家庭の保護者が、疾病等の社会的事由により、家庭における児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童福祉施設等において一時的に養育することによって、児童およびその家庭の福祉の向上を図ることを目的としている。

- ・ショートステイ：24時間体制で養育し、利用期間は月7日以内とする。
- ・トワイライトステイ：基本的に17時～22時まで養育し、利用期間は6ヵ月以内とする。

〔実施施設〕

(延利用人数)

単位：人

- ・福井県済生会乳児院（3歳未満）
- ・ほほ咲みの郷（3歳以上）
- ・吉江学園（3歳以上）

年 度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
シ ョ ー ト ス テ イ	262	349	617
ト ワ イ ラ イ ト ス テ イ	1	0	2

母子福祉等

1 児童扶養手当の給付

ひとり親家庭、あるいは父または母が極めて重度の障がいにある家庭の生活の安定と自立の促進を図るため、児童を監護している父親や母親、あるいは父または母に代わってその児童を養育している人に、児童が満18歳に達する日以後の最初の3月31日まで手当を給付する（所得制限有り）

（手当額）

	全部支給	一部支給
児童1人	45,500円	45,490円～10,740円
児童2人	10,750円	10,740円～5,380円
児童3人以降	6,450円	6,440円～3,230円

（給付実績）

年度	受給対象者数	受給者数	支給額
令和3年度	1,949人	1,680人	859,905千円
令和4年度	1,881人	1,604人	823,623千円
令和5年度	1,800人	1,516人	792,383千円

2 ひとり親家庭等医療費等の助成

母子家庭、父子家庭及び養育者家庭等の保健の向上と福祉の増進を図るため、医療費等の一部を助成する（所得制限有り）

（助成実績）

年度	受給対象者数	助成件数	助成額
令和3年度	5,733人	49,212件	142,073,559円
令和4年度	5,480人	50,461件	144,510,087円
令和5年度	5,218人	54,647件	152,824,418円

3 ひとり親支援事業

（1）ひとり親家庭就業・自立支援センター事業

ひとり親家庭等の自立促進を図るため、生活上・経済上の悩みなどに関する相談、離婚に伴う養育費取得のための弁護士相談や公正証書等の作成に対する補助を行う。

（実績）

年度	ひとり親家庭等相談(延べ)	弁護士相談	公正証書等作成補助
令和3年度	1,241件	3件	0件
令和4年度	1,167件	2件	7件
令和5年度	287件	1件	6件

(2) 母子家庭自立支援事業

母子家庭等の自立を支援するため、指定された講座の受講者に対し、高等職業訓練促進給付金等を支給する。

(受給者数)

年度	高等職業訓練 促進給付金	教育訓練給付金	高等学校卒業程度 認定合格支援者
令和3年度	4人	1人	0人
令和4年度	2人	2人	0人
令和5年度	1人	0人	1人

(3) 母子家庭等日常生活支援事業

ひとり親家庭等が一時的な生活援助や保育サービス等を必要とする場合に、生活を支援する家庭生活支援員を派遣する。

(派遣実績)

年度	延べ回数
令和3年度	124件
令和4年度	169件
令和5年度	186件

(4) 母子父子寡婦福祉資金貸付事業

ひとり親家庭等の経済的自立の助成と児童の健やかな育成を支援するため各種資金の貸付を行う。

令和元年度から令和5年度は新規貸付の実績なし。

4 女性支援

(1) 女性相談・啓発

DVや離婚、生活困窮など、女性が抱える様々な悩みに関する相談や、DV防止等に向けた啓発を行う。

(実績)

年度	女性相談(延べ)	DV防止等講座
令和3年度	356件	0回
令和4年度	320件	1回
令和5年度	327件	2回

(2) 母子生活支援事業

DV被害等の母子の社会適応を図るため、母子生活支援施設において母親と児童への助言、指導、自立支援を行う。

(実績)

年度	世帯数(人数)
令和3年度	0世帯(0人)
令和4年度	0世帯(0人)
令和5年度	0世帯(0人)

母子保健等

こども家庭センターでは、こどもの健やかな成育を確保するため、妊娠期から子育て期にわたり、健康診査や教室等、各種母子保健事業を通じた切れ目のない相談・支援を行っている。また、感染症の発生や蔓延まん延を予防するため、予防接種法に基づき、定期予防接種を実施している。

母子保健

(1) 母子健康診査

年度	妊婦健康診査	1 か月児健康診査			4 か月児健康診査			10 か月児健康診査			1歳6か月児健康診査			3歳児健康診査		
	受診延べ人数(人)	対象数(人)	受診数(人)	率(%)	対象数(人)	受診数(人)	率(%)	対象数(人)	受診数(人)	率(%)	対象数(人)	受診数(人)	率(%)	対象数(人)	受診数(人)	率(%)
R3	23,022	1,906	1,883	98.8	1,957	1,890	96.6	1,855	1,787	96.3	1,961	1,894	96.6	2,017	1,941	96.2
R4	21,751	1,782	1,756	98.5	1,867	1,798	96.3	1,911	1,836	96.1	1,870	1,798	96.1	2,077	1,992	95.9
R5	20,508	1,749	1,704	97.4	1,701	1,644	96.6	1,762	1,691	96.0	1,858	1,797	96.7	1,951	1,883	96.5

妊婦健康診査は、全妊婦に14回分助成。多胎の場合は一人につき19回分助成。

(2) 母子健康教育・相談

年度	プレママ教室 両親学級		離乳食教室		きらきら教室			健康教育 (センター・地区教室)		口腔衛生教育	
	回数(回)	参加者数(組)	回数(回)	参加者数(人)	回数(回)	実人数(人)	延べ人数(人)	回数(回)	参加者数(人)	回数(回)	参加者数(人)
R3	4	204	36	1,029	12	18	73	13	192	5	102
R4	9	162	36	1,037	3	9	15	6	81	3	73
R5	12	213	36	1,053	14	40	105	6	126	3	103

年度	にこにこ相談会		幼児発達相談会		電話相談	来所相談	訪問指導	助産師ママくらぶ	
	回数(回)	参加者数(人)	回数(回)	参加者数(人)	延べ人数(人)	延べ人数(人)	延べ件数(件)	回数(回)	参加者数(人)
R3	12	385	25	374	409	537	3,351	36	557
R4	10	290	39	221	300	769	3,077	36	567
R5	12	357	24	171	434	1,019	3,237	34	635

年度	助産師相談		カウンセラー相談	
	回数(回)	参加者数(人)	回数(回)	参加者数(人)
R3	14	27	22	32
R4	12	22	12	21
R5	12	20	17	26

予 防 接 種

(1) 個別予防接種事業

年度	4 種 混 合			3 種 混 合			2 種 混 合			不 活 化 ポ リ オ		
	対象数 (人)	接種 延べ数 (人)	率 (%)	対象数 (人)	接種数 (人)	率 (%)	対象数 (人)	接種数 (人)	率 (%)	対象数 (人)	接種 延べ数 (人)	率 (%)
R3	7,345	7,493	102.0	-	-	-	2,339	1,784	76.3	-	-	-
R4	7,078	7,034	99.4	-	-	-	2,314	1,515	65.5	-	-	-
R5	6,756	7,200	106.6	-	-	-	2,249	1,677	74.6	-	-	-

4種混合：百日せき・ジフテリア・破傷風・不活化ポリオ

3種混合：百日せき・ジフテリア・破傷風

2種混合：ジフテリア・破傷風

年度	麻しん風しん 1 期			麻しん風しん 2 期			日 本 脳 炎			B	C	G
	対象数 (人)	接種数 (人)	率 (%)	対象数 (人)	接種数 (人)	率 (%)	対象数 (人)	接種 延べ数 (人)	率 (%)	対象数 (人)	接種数 (人)	率 (%)
R3	1,942	1,799	92.6	2,249	2,103	93.5	-	4,947	-	1,835	1,850	100.8
R4	1,835	1,766	96.2	2,139	1,925	90.0	-	10,842	-	1,746	1,764	101.0
R5	1,786	1,731	96.9	2,078	1,959	94.3	-	9,719	-	1,665	1,674	100.5

日本脳炎は、平成17年度から積極的勧奨を差し控えていたが、平成22年度から再開した。

平成7年4月2日から平成19年4月1日の間に生まれた者で、積極的差し控えにより接種が行われなかった場合は、20歳の誕生日の前日まで接種可能。

年度	ヒ ブ			小 児 用 肺 炎 球 菌			子 宮 頸 がん 予 防			水 痘		
	対象数 (人)	接種 延べ数 (人)	率 (%)	対象数 (人)	接種 延べ数 (人)	率 (%)	対象数 (人)	接種 延べ数 (人)	率 (%)	対象数 (人)	接種 延べ数 (人)	率 (%)
R3	1,835	7,510	-	1,835	7,435	-	-	1,301	-	3,771	3,548	94.1
R4	1,746	7,086	-	1,746	7,092	-	13,258	2,708	-	3,668	3,284	89.5
R5	1,665	6,774	-	1,665	6,770	-	-	4,468	-	3,581	3,287	91.8

ヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチンは、接種開始月齢により1～4回接種、子宮頸がん予防ワクチンは3回接種とする。

ヒブワクチン・小児用肺炎球菌ワクチン・子宮頸がん予防ワクチンは、平成25年4月から定期予防接種となった。

子宮頸がん予防ワクチンについては、令和4年度から積極的な接種勧奨を再開した。

水痘は、平成26年10月から定期予防接種となった。

年度	B 型 肝 炎			ロ タ ウ イ ル ス 感 染 症		
	対象数 (人)	接種 延べ数 (人)	率 (%)	対象数 (人)	接種 延べ数 (人)	率 (%)
R3	5,505	5,547	100.8	5,505	4,636	-
R4	5,238	5,309	101.3	5,238	4,355	-
R5	4,995	5,115	102.4	4,995	4,172	-

B型肝炎は、平成28年10月から定期予防接種となった。

ロタウイルス感染症は、平成2年10月から定期予防接種となった。

(2) 妊娠を希望する女性への風しんワクチン接種助成

年度	接種ワクチン	
	麻しん風しん混合ワクチン (人)	風しん単独ワクチン (人)
R5	50	46

接種助成は、令和2年度から実施。

児 童 福 祉

1 幼児教育・保育

平成 27 年 4 月の子ども・子育て支援法の施行に伴い、保育園や認定こども園などの特定教育・保育施設における教育・保育の利用を希望する場合には、申請に基づき、市から支給認定を受ける必要がある。

< 支給認定区分 >

認定区分 (子ども・子育て支援法の根拠規定)	要件		給付内容	利用できる 特定教育・保育施設
	児童年齢	保育の必要性		
1号認定(第19条第1号)	満3歳以上	なし	教育標準時間	幼稚園 認定こども園
2号認定(第19条第2号)	満3歳以上	あり	保育標準時間 保育短時間	保育園 認定こども園
3号認定(第19条第3号)	満3歳未満	あり	保育標準時間 保育短時間	保育園 認定こども園

市から保育の必要性の認定(2・3号認定)を受けるためには、子どもの保護者のいずれもが、次に掲げる保育の必要性の事由のいずれかに該当しなければならない。

< 保育の必要性の認定事由 >

事由	基準
就労	1月あたり64時間以上労働することが常態であること。
妊娠・出産	妊娠中であるかまたは出産後間がないこと。
保護者の疾病、障がい	次のいずれかに該当すること。 ・疾病にかかっていること。 ・負傷していること。 ・精神若しくは身体に障がいを有していること。
親族の介護・看護	親族(長期入院等をしている親族を含む)を常時看護又は介護していること。
災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。
求職活動	求職活動(起業準備を含む。)を継続的に行っていること。
就学	次のいずれかに該当すること。 ・学校、専修学校、各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学していること。 ・ハローワーク等が実施する職業訓練を受けていること。
育児休業による育児	育児休業を取得しており、その子どもの育児のために兄弟が保育施設を利用すること。
育休によらない育児	子どもの育児のために兄弟が保育施設を利用すること。

< 保育の必要量 >

保育の必要性の認定事由に応じて、保育必要量を「保育標準時間」と「保育短時間」とに区分する。

保育必要量	保育の利用時間(1日上限)	対象事由
保育標準時間	11時間まで	月120時間以上の就労 妊娠・出産(予定日3か月前~産後8週まで) 災害復旧
保育短時間	8時間まで	月64時間以上120時間未満の就労 求職活動 育児休業(産後8週~満1歳到達まで) 育休によらない育児(産後8週~満1歳到達まで)

(1) 特定教育・保育施設

ア) 公立保育園 (19か所)

(令和6年4月1日現在)

施設名	認可定員	所在地	開設年月	施設名	認可定員	所在地	開設年月
西 部	80	花月2丁目	S24. 4	西 安 居	85	本堂町	S34. 4
北 部	100	松本2丁目	S27. 2	松 本	70	幾久町	S33.12
日 之 出	80	日之出5丁目	S27.10	上 北 野	110	上北野1丁目	S36. 1
湊	60	光陽1丁目	S27.10	啓 蒙	160	開発1丁目	S39. 1
西 藤 島	120	三郎丸1丁目	S28.10	牧 島	80	文京3丁目	S39.10
御 幸	100	御幸2丁目	S29. 3	本 郷	30	大年町	S30. 5
社	105	種池1丁目	S30. 3	森 田 東	85	上森田4丁目	S29. 4
花 堂	25	花堂北2丁目	S31. 4	森 田 浜	135	栗森町浜	S41. 4
河 合	80	山室町	S30. 3	森 田 栄	110	栄町	S48. 4
清 明	60	江端町	S34. 4				

イ) 公立認定こども園 (8か所)

(令和6年4月1日現在)

施設名	認可定員	所在地	開設年月	施設名	認可定員	所在地	開設年月
六 条	55	天王町	H28. 4	東 藤 島	90	藤島町	H30. 4
文 殊	60	太田町	H28. 4	麻 生 津	110	浅水二日町	H31. 4
鶉	110	砂子坂町	H29. 4	東 郷	120	東郷二ヶ町	H31. 4
栗	70	石新保町	H29. 4	み や ま	125	境寺町	R 2. 4

ウ) 私立保育園 (5か所)

(令和6年4月1日現在)

施設名	認可定員	所在地	開設年月	施設名	認可定員	所在地	開設年月
緑 ケ 丘	20	鮎川町	S35. 4	仁 愛	120	天池町	S49. 4
中 藤	100	高木北4丁目	S40. 4	ゆきんこ森田	100	石盛町	H27. 4
西 光 寺	40	左内町	S42. 9				

エ) 私立認定こども園 (60か所)

(令和6年4月1日現在)

施設名	認可定員	所在地	開設年月	施設名	認可定員	所在地	開設年月
昭 和	105	みのり1丁目	H23. 4	あ さ ひ	122	梅野町	H28. 4
福 井 佼 成	271	春日3丁目	H23. 4	み づ こ し	145	豊岡1丁目	H28. 4
み ど り	115	足羽1丁目	H23. 4	花 園	130	松本1丁目	H28. 4
梅 園	185	今市町	H23. 4	え ば た	105	江端町	H28. 4
栄 冠	65	大手3丁目	H25. 4	三心わくわく	142	高木中央1丁目	H28. 4
新 田 塚 幼	230	新田塚2丁目	H27. 4	杉 の 木 台	155	中野1丁目	H28. 4
暁	175	久喜津町	H29. 4	鷹 巢 ひ か り	95	西二ツ屋町	H28. 4
城 之 橋	75	日之出3丁目	H29. 4	清 水 台	135	グリーンハイツ1丁目	H28. 4
花園幼稚園	80	文京5丁目	H29. 4	やわらぎ木田	135	木田2丁目	H28. 4
聖三一幼稚園	80	宝永2丁目	H30. 4	三心えんざん	115	今泉町	H28. 4
光 の 子	120	日光2丁目	H30. 4	木 の 実	145	北四ツ居1丁目	H28. 4
藤島幼稚園	212	経田2丁目	H30. 4	た ん ぼ ぼ	135	栗森2丁目	H28. 4
藤島幼稚園分園	28	新田塚町	H30. 6	鹿 苑	135	みのり2丁目	H29. 4

エンゼル 幼稚園	255	加茂河原3丁目	H31. 4	文 京	99	文京4丁目	H29. 4
尾上幼稚園	105	松本4丁目	R 2. 4	経 田	135	二の宮3丁目	H29. 4
常葉幼稚園	75	花月1丁目	R 4. 5	は ち ま ん	110	月見4丁目	H29. 4
い ず み	115	若杉浜2丁目	H27. 4	あ さ む つ	96	下荒井町	H29. 4
竹 里	125	成和1丁目	H27. 4	若 草	116	城東2丁目	H29. 4
め ぐ み	175	久喜津町	H27. 4	ゆ り か ご	160	灯明寺3丁目	H30. 4
青 い 鳥	45	中央2丁目	H27. 4	岡 保	115	河水町	H30. 4
さ く ら	155	文京1丁目	H27. 4	日 光	96	日光2丁目	H30. 4
足 羽 東	142	東大味町	H27. 4	ゆ き ん こ 光 陽	78	光陽2丁目	H30. 4
あ さ か ぜ	150	淵1丁目	H27. 4	ふ じ し ま	120	四ツ井1丁目	H30. 4
三 谷 館	85	中央2丁目	H27. 4	中 藤 東	140	高柳3丁目	H30. 4
エンゼル 保育園	135	西谷2丁目	H27. 4	新 田 塚	140	新田塚1丁目	H31. 4
し み ず	145	風巻町	H28. 4	め い り ん	145	花堂東2丁目	H31. 4
ひ ま わ り	115	足羽3丁目	H28. 4	な の は な	140	下森田藤巻町	R4. 4
社中央第一	135	淵4丁目	H28. 4	ひ ば り	140	石盛2丁目	R4. 4
和 田	265	和田3丁目	H28. 4	森 田 さ く ら	155	上野本町4丁目	R4. 4
玉 ノ 江	180	大島町柳	H28. 4	高 木	115	高木北4丁目	R6. 4
社中央第二	95	運動公園1丁目	H28. 4	大 和 田	80	大和田町	R6. 4

認可定員は、1号、2号、3号認定の合計

オ) 私立幼稚園 (3か所)

(令和6年4月1日現在)

施設名	認可定員	所在地	開設年月	施設名	認可定員	所在地	開設年月
聖 徳	180	松本3丁目	S25. 4	小 鳩	250	志比口2丁目	S29. 4
報 徳	140	手寄1丁目	S30.11				

子ども・子育て支援法に基づく施設型給付の対象となる施設のみ

(2) 保育時間帯表

ア) 保育園・認定こども園(2・3号認定)

< 保育標準時間 >

	7:00	7:30	8:00		16:00	18:00	18:30	19:00	22:00
7時開所	利用可能な保育時間 7時～18時(11時間)						延長保育		
7時30分開所	利用可能な保育時間 7時30分～18時30分(11時間)						延長 保育		

< 保育短時間 >

	7:00	7:30	8:00		16:00	18:00	19:00
7時開所	延長保育	利用可能な保育時間 8時～16時(8時間)			延長保育		
7時30分開所	延長 保育	利用可能な保育時間 8時～16時(8時間)			延長保育		

イ) 幼稚園・認定こども園(1号認定)

	開園時間			閉園時間			
	一時預かり (幼稚園型)	教育標準時間 4時間～(園によって異なる)			一時預かり (幼稚園型)		

(3) 利用者負担額階層区分別入所児童数

2・3号認定

単位：人 (令和6年4月1日現在)

総人員	階層別児童の内訳												
	A	B	C ₁	C ₂	D ₁	D ₂	D ₃	D ₄	D ₅	D ₆	D ₇	D ₈	D ₉
7,735	20	399	181	227	261	347	444	846	897	886	2,412	411	404

(広域委託児42人を含み、広域受託児42人を除く)

1号認定

単位：人 (令和6年4月1日現在)

総人員	階層別児童の内訳									
	第1	第2	第3	第4	第5	第6	第7	第8	第9	第10
760	5	54	3	12	15	10	174	184	150	153

(広域委託児1人を含み、広域受託児25人を除く)

1号認定については、子ども・子育て支援法に基づく施設型給付の対象となる施設の利用児童数。

2・3号認定の階層記号、1号認定の階層番号は、それぞれ(9)令和5年度 福井市利用者負担額表を参照

(4) 年齢別入所児童数

2・3号認定

単位：人（令和6年4月1日現在）

区分		年齢	入所児童数（単位：人）				
			0歳	1～2歳	3歳	4歳以上	計
管内	保育園	公立	32	284	151	388	855
		私立	13	116	51	131	311
	認定 こども園	公立	12	113	77	151	353
		私立	219	2,271	1,176	2,508	6,174
	計			276	2,784	1,455	3,178
広域委託	保育園	公立	0	3	0	5	8
		私立	0	6	1	4	11
	認定 こども園	公立	0	0	0	0	0
		私立	1	9	3	10	23
	計			1	18	4	19
合計			277	2,802	1,459	3,197	7,735

（広域委託児42人を含み、広域受託児42人を除く）

1号認定

単位：人（令和6年4月1日現在）

区分		年齢	入所児童数（単位：人）				
			0歳	1～2歳	3歳	4歳以上	計
幼稚園	公立			0	0	0	
	私立			21	69	90	
認定こども園	公立			5	16	21	
	私立			231	418	649	
計				257	503	760	

（広域委託児1人を含み、広域受託児30人を除く）

1号認定については、子ども・子育て支援法に基づく施設型給付の対象となる施設の利用児童数。

(5) 要保育児童数の推移

（令和6年4月1日現在）

年度	人口 (A) 人	就学前児童数 (B) 人	定員 (C) 人	要保育児童数 (D) 人	定員充足率 (D/C) %	入所率 (D/B) %
R 3	260,322	12,271	9,662	8,374	86.7	68.2
R 4	258,198	11,848	9,820	8,198	83.5	69.2
R 5	256,435	11,401	9,876	7,943	80.4	69.7
R 6	254,502	10,911	9,516	7,735	81.3	70.9

2・3号認定のみ

(6) 障がい児等保育

心身の発達に障がいのある幼児に対しては、早期から適切な療育を行い、成長、発達を積極的に促進させていくことが必要であり、また、保育園等に入園した障がい児についても指導内容や方法、設備、施設の面で特別の配慮が必要となる。

本市では、家庭や専門機関との連携のもと、早期発見、早期支援を目指し、専門委員による面接等を通して障がい児及び保護者に対し適正な指導及び相談、判定を行いながら加配保育士制度による障がい児の保育を行っている。また、専門講師（保育カウンセラー）が訪園し、専門的な指導・助言を行い、障がい児保育の充実を図っている。

（障がい児等保育児童数：3月末現在）

単位：人

区分	令和3年度	令和4年度	令和5年度
公立	117	96	127
私立	190	183	169
計	307	279	296

(7) 一時預かり事業

ア 一般型

週平均3日程度断続的に家庭保育が困難となる児童や、緊急かつ一時的に家庭保育が困難となる児童を預かり、保育を行っている。

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
非定型的保育	3,829	2,371	2,113	2,943
緊急保育	689	592	623	735
私的理由保育	3,530	4,593	5,195	7,078
合計	8,048	7,556	7,931	10,756

イ 幼稚園型

平成27年度から、従来の幼稚園における預かり保育の後継として実施。

教育標準時間認定（1号認定）を受けて特定教育・保育施設に在籍している子どもに対して、教育標準時間の前後に当該施設において保育を行っている。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者（延数）	104,203人	111,671人	98,111	105,948

(8) 休日保育

就労形態の多様化に対応するため、認定こども園において、日曜日、国民の祝日等において保育を行っている。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
利用者（延数）	83人	50人	44人	61人

(9) 令和6年度 利用者負担額(保育料)表

< 2号・3号認定 >

各月初日に在籍する支給認定 子どもの属する世帯の階層区分			利用者負担額 (月額 単位:円)				
			保育標準時間 (1日の利用時間11時間まで)		保育短時間 (1日の利用時間8時間まで)		
層	定義		3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上	
A階層	生活保護法による被保護世帯		0	0	0	0	
B階層	市町村民税非 課税世帯	ひとり親世帯等	0	0	0	0	
		上記以外の世帯	0	0	0	0	
C階層	第1	市町村民税所得割額 24,300円未満 (市町村民税均等割課 税世帯を含む。)	ひとり親 世帯等	3,300 (0)	0	3,300 (0)	0
			上記以外の世帯	9,100 (0)	0	8,900 (0)	0
	第2	市町村民税 所得割額 24,300円以上 48,600円未満	ひとり親 世帯等	3,300 (0)	0	3,300 (0)	0
			上記以外の世帯	13,100 (0)	0	12,800 (0)	0
D階層	第1	市町村民税所得割額 48,600円以上 64,700 円未満	ひとり親 世帯等	3,300 (0)	0	3,300 (0)	0
			上記以外の世帯	16,400 (0)	0	16,100 (0)	0
	第2	市町村民税所得割額 64,700円以上 77,101 円未満	ひとり親 世帯等	3,300 (0)	0	3,300 (0)	0
			上記以外の世帯	21,800 (0)	0	21,400 (0)	0
		市町村民税所得割額 77,101円以上 80,800円未満		21,800 (0)	0	21,400 (0)	0
	第3	市町村民税所得割額 80,800円以上 97,000円未満		27,200 (0)	0	26,700 (0)	0
	第4	市町村民税所得割額 97,000円以上 121,000円未満		33,400 (0)	0	32,800 (0)	0
	第5	市町村民税所得割額 121,000円以上 145,000円未満		36,700 (0)	0	36,000 (0)	0

第6	市町村民税所得割額 145,000 円以上 169,000 円未満	41,100 (0)	0	40,400 (0)	0
第7	市町村民税所得割額 169,000 円以上 301,000 円未満	45,600 (22,800)	0	44,800 (22,400)	0
第8	市町村民税所得割額 301,000 円以上 397,000 円未満	48,600 (24,300)	0	47,700 (23,850)	0
第9	市町村民税所得割額 397,000 円以上	54,900 (27,450)	0	53,900 (26,950)	0

表中()内の金額は、多子軽減で半額になる場合の利用者負担額

<注意事項>

(1) 年度切替え

4月分から8月分までは前年度、9月分から翌年3月分までは当年度の市町村民税所得割額を基に利用者負担額を算定します。このため、同一年度内でも利用者負担額が切り替わることがあります。

(2) 多子軽減

当該世帯内で施設（保育園、認定こども園、幼稚園）等を利用している子どもが複数いる場合、2人目は半額、3人目以降は無料となります。

世帯の市町村民税所得割額が57,700円未満の場合は、の多子計算の算定対象となる子どもについての第一子の年齢制限（小学校就学前まで）がなくなり、年齢に関わらず「生計を一にする子ども」となります。ここでいう「生計を一にする子ども」は、保護者が養っている直系卑属に限ります。なお、保護者と別居している場合には、市民税課税上保護者に扶養されていることが必要です。

世帯の市町村民税所得割額が77,101円未満のひとり親世帯等については、の多子計算の算定対象となる子どもの範囲（第一子の年齢制限なし）における第2子以降の子どもに係る利用者負担額を無料とします。

(3) すくすく保育支援事業（多子世帯における保育料無料化対象者の拡大）

- ・保護者と生計を一にする子どもが3人以上いる場合、(2)に掲げる多子軽減の条件に関係なく3人目以降は無料となります。
- ・令和6年8月までは、市町村民税所得割額が169,000円未満の場合は、多子軽減の条件に関係なく2人目以降は無料となります。
- ・令和6年9月以降は、市町村民税所得割額に関係なく、2人目以降は無料となります。

<1号認定>

各月初日に在籍する支給認定子どもの属する世帯の階層区分		利用者負担額 (月額 単位:円)	
階層	定義		
第1	生活保護法による被保護世帯	0	
第2	市町村民税非課税世帯 (市町村民税所得割非課税世帯を含む。)	ひとり親世帯等	0
		上記以外の世帯	0
第3	市町村民税所得割額	ひとり親世帯等 0	

	24,300 円以下	上記以外の世帯	0
第 4	市町村民税所得割額 24,301 円以上 48,600 円以下	ひとり親世帯等	0
		上記以外の世帯	0
第 5	市町村民税所得割額 48,601 円以上 64,700 円以下	ひとり親世帯等	0
		上記以外の世帯	0
第 6	市町村民税所得割額 64,701 円以上 77,100 円以下	ひとり親世帯等	0
		上記以外の世帯	0
第 7	市町村民税所得割額 77,101 円以上 144,100 円以下		0
第 8	市町村民税所得割額 144,101 円以上 211,200 円以下		0
第 9	市町村民税所得割額 211,201 円以上 301,000 円以下		0
第 10	市町村民税所得割額 301,001 円以上		0

児童健全育成

(1) 児童館

児童館は、児童に健全な遊びを与えてその健康及び体力を増進し、また情操を豊かにすることを目的として設置された施設である。また、各児童館で、保護者が共働きなどで学校から家に帰っても誰もいない家庭の児童を対象に、放課後児童クラブ事業を実施している。

開館日等

毎週月曜日から金曜日まで（12時から18時まで）

長期休暇中（春休み・夏休み・秋休み・冬休み）及び土曜日（8時30分から18時まで）

休館日 日曜日、祝日、年末年始

指定管理者 （福）福井市社会福祉協議会（くりのみ児童館を除く）（福）竹伸会（くりのみ児童館）

児童館一覧

（R5.4.1現在）

	児童館名	所在地		児童館名	所在地
1	つばき	種池2丁目309番地	14	たんぽぽ	和田1丁目7番26号
2	ひまわり	文京6丁目20番21号	15	すみれ	上野本町2丁目1302番地
3	さざんか	春日町221番地2	16	どんぐり	北四ツ居2丁目7番14号
4	とちのき	松本1丁目30番24号	17	くるみ	若杉4丁目2102番地
5	もくせい	太田町第14号7番地	18	つくし	西堀町第8号107番地
6	とまと	大瀬町第24号5番地1	19	すぎのこ	市波町第25号3番地4
7	すいせん	灯明寺2丁目2109番地	20	くりのみ	グリーンハイツ9丁目165番地
8	すずらん	江端町第29号101番地	21	まきやま	東郷二ヶ町第25号16番地
9	ふじ	高木北2丁目1106番地	22	たけのこ	砂子坂町第5号58番地
10	もみじ	新保1丁目920番地	23	さくらんぼ	林町第48号25番地
11	こすもす	日之出5丁目14番1号	24	ちゅうりっぷ	荒木新保町第45号7番地1
12	くすのき	花堂北2丁目5番3号	25	まつのき	松本4丁目8番4号
13	たちばな	光陽1丁目25番29号			

平成28年4月1日から春山小学校及び足羽小学校、平成30年4月1日から旭小学校、令和4年4月1日から麻生津小学校の余剰教室等を活用し、遊びを通して心身ともに健やかな児童を育成することを目的とした「げんキッズ育成事業」を実施している。（事業実施時間及び事業休止日は児童館と同様）

	名称	所在地
1	さくらじどうかん	文京3丁目13番1号（春山小学校内）
2	あじさいじどうかん	足羽3丁目1番1号（足羽小学校内）
3	さつきじどうかん	手寄2丁目2番5号（旭小学校内）
4	あさがおじどうかん	浅水二日町第28号5番地（麻生津小学校内）

(2) 児童クラブ

学校の余裕教室等を利用して、放課後留守家庭の小学生に遊びや生活の場を提供している。

	名 称	所 在 地		運 営 者
1	木田児童クラブ	春日町 221 番地 1	旧木田公民館内	NPO 法人
2	第 2 木田児童クラブ	木田 1 丁目 1406 番地	旧木田保育園内	NPO 法人
3	さざんか児童クラブ	春日町 221 番地 2	さざんか児童館内	社会福祉法人
4	のびっ子クラブ木田	木田 1 丁目 1360 番地	木田小学校内	労働者協同組合
5	放課後児童クラブわくわく木田ほのか	みのり 1 丁目 5 番 16 号	ル レーブほのか敷地内	社会福祉法人
6	のびっ子クラブ豊	月見 3 丁目 9 番 1 号	豊小学校内	労働者協同組合
7	のびっ子クラブ豊第 2	月見 3 丁目 9 番 1 号	豊小学校内	労働者協同組合
8	くすのき児童クラブ	花堂北 2 丁目 5 番 3 号	くすのき児童館内	社会福祉法人
9	あじさい児童クラブ	足羽 3 丁目 1 番 1 号	足羽小学校内	社会福祉法人
10	ハーツきっず湊児童クラブ	学園 1 丁目 4 番 8 号	湊小学校内	福井県民生活協同組合
11	たちばな児童クラブ	光陽 1 丁目 25 番 29 号	たちばな児童館内	社会福祉法人
12	さくら児童クラブ	文京 3 丁目 13 番 1 号	春山小学校内	社会福祉法人
13	まつのき児童クラブ	松本 4 丁目 8 番 4 号	まつのき児童館内	社会福祉法人
14	順化児童クラブ	大手 3 丁目 16 番 1 号	順化小学校内	社会福祉法人
15	まつもと児童クラブ	町屋 3 丁目 14 番 20 号	松本小学校内	社会福祉法人
16	とちのき児童クラブ	松本 1 丁目 30 番 24 号	とちのき児童館内	社会福祉法人
17	ハーツきっず日之出児童クラブ	日之出 5 丁目 11 番 1 号	日之出小学校内	福井県民生活協同組合
18	こすもす児童クラブ	日之出 5 丁目 14 番 1 号	こすもす児童館内	社会福祉法人
19	さつき児童クラブ	手寄 2 丁目 2 番 5 号	旭小学校内	社会福祉法人
20	日新児童クラブ	文京 5 丁目 25 番 30 号	日新小学校内	地区運営委員会
21	ひまわり児童クラブ	文京 6 丁目 20 番 21 号	ひまわり児童館内	社会福祉法人
22	のびっ子クラブ清明	江端町第 37 号 18 番地 2	旧清明公民館	労働者協同組合
23	のびっ子クラブ清たん	江端町第 37 号 18 番地 2	旧清明公民館	労働者協同組合
24	すずらん児童クラブ	江端町第 29 号 101 番地	すずらん児童館内	社会福祉法人
25	東安居児童クラブ	水越 2 丁目 503 番地	東安居小学校内	労働者協同組合
26	とまと児童クラブ	大瀬町第 24 号 5 番地 1	とまと児童館内	社会福祉法人
27	社南児童クラブ江守の里	江守の里 1 丁目 1412 番地	ふれあいセンターあさかぜ	社会福祉法人
28	社南児童クラブあさかぜ	淵 1 丁目 3211 番地	認定こども園あさかぜ内	社会福祉法人
29	社南児童クラブみなみっこ	種池 2 丁目 128 番地	社南小学校内	社会福祉法人
30	のびっ子クラブ社南	種池 2 丁目 305 番地	旧治水記念館	労働者協同組合
31	つばき児童クラブ	種池 2 丁目 309 番地	つばき児童館内	社会福祉法人
32	社北児童クラブ	若杉 4 丁目 143 番地	社北小学校内	地区運営委員会
33	くるみ児童クラブ	若杉 4 丁目 2102 番地	くるみ児童館内	社会福祉法人
34	社児童クラブ	下江守町第 22 号 18 番地	社西小学校内	社西地区社協
35	社第 2 児童クラブ	下江守町第 22 号 18 番地	社西小学校内	社西地区社協

	名 称	所 在 地		運 営 者
36	あさがお児童クラブ	浅水二日町第28号5番地	麻生津小学校内	社会福祉法人
37	和田児童クラブ	和田東1丁目1504番地	旧和田公民館	地区運営委員会
38	和田第2児童クラブ	勝見3丁目20番12号	いちごの森内	医療法人
39	たんぼぼ児童クラブ	和田1丁目7番26号	たんぼぼ児童館内	社会福祉法人
40	円山なごみ児童クラブ第1教室	北四ツ居3丁目15番17号	円山小学校内	社会福祉法人
41	円山なごみ児童クラブ第2教室	北四ツ居3丁目15番17号	円山小学校内	社会福祉法人
42	どんぐり児童クラブ	北四ツ居2丁目7番14号	どんぐり児童館内	社会福祉法人
43	ハーツきっず啓蒙児童クラブ	開発1丁目1008番地	啓蒙小学校内	福井県民生活協同組合
44	もみじ児童クラブ	新保1丁目920番地	もみじ児童館内	社会福祉法人
45	岡保児童クラブ	河水町第18号8番地	岡保幼小学校内	地区運営委員会
46	さくらんぼ児童クラブ	林町第48号25番地	さくらんぼ児童館内	社会福祉法人
47	つくし児童クラブ	西堀町第8号107番地	つくし児童館内	社会福祉法人
48	のびっ子クラブ中藤	高柳3丁目3001番地	中藤小学校内	労働者協同組合
49	のびっ子クラブ中藤第2	高柳3丁目3001番地	中藤小学校内	労働者協同組合
50	のびっ子クラブ中藤第3	高柳3丁目3001番地	中藤小学校内	労働者協同組合
51	ふじ児童クラブ	高木北2丁目1106番地	ふじ児童館内	社会福祉法人
52	河合児童クラブ	山室町第10号12番地	河合小学校内	地区運営委員会
53	森田児童クラブ	八重巻中町29の3番地	八重巻公会堂	地区運営委員会
54	森田第2児童クラブ	下森田新町1143番地	森田会館	地区運営委員会
55	森田第3児童クラブ	下森田新町1136番地	森田小学校内	労働者協同組合
56	森田第4児童クラブ	下森田新町1136番地	森田小学校内	労働者協同組合
57	森田第5児童クラブ	下森田新町1136番地	森田小学校内	労働者協同組合
58	森田さくら児童クラブ	上野本町4丁目2408番地	森田さくら認定こども園内	社会福祉法人
59	すみれ児童クラブ	上野本町2丁目1302番地	すみれ児童館内	社会福祉法人
60	わかば児童クラブ	灯明寺1丁目1801番地	旧明新公民館	地区運営委員会
61	わかば第2児童クラブ	灯明寺1丁目1801番地	旧明新公民館	地区運営委員会
62	わかば第3なかよし児童クラブ	灯明寺1丁目2101番地	明新小学校内	地区運営委員会
63	わかば第4なかよし児童クラブ	灯明寺1丁目2101番地	明新小学校内	地区運営委員会
64	すいせん児童クラブ	灯明寺2丁目2109番地	すいせん児童館内	社会福祉法人
65	安居児童クラブ	本堂町第4号12番地	安居小学校内	地区運営委員会
66	殿下児童クラブ	風尾町第6号24番地	殿下小中学校内	地区運営委員会
67	越廼児童クラブ	菜崎町第1号68番地	越廼公民館内	地区運営委員会
68	清水西放課後児童クラブ	大森町第34号1番地	旧清水西保育園	社会福祉法人
69	清水南児童クラブ	真栗町第15号33番地	清水南小学校内	労働者協同組合
70	くりのみ児童クラブ	グリーンハイツ9丁目165番地	くりのみ児童館内	社会福祉法人
71	大安寺児童クラブ	田ノ谷町第14号6番地	大安寺幼稚園内	地区運営委員会
72	国見児童クラブ	鮎川町第92号23番地	緑ヶ丘保育園内	社会福祉法人
73	たけのこ児童クラブ	砂子坂町第5号58番地	たけのこ児童館内	社会福祉法人

	名 称	所 在 地		運 営 者
74	なつめ児童クラブ	石新保町第 12 号 32 番地	棗小中学校内	地区運営委員会
75	鷹巣児童クラブ	大窪町 43 字堂之後山 10 番 1	鷹巣児童クラブ	社会福祉法人
76	本郷児童クラブ	大年町第 65 号 32 番地	本郷小学校内	地区運営委員会
77	ちゅうりっぷ児童クラブ	荒木新保町第 45 号 7 番地 1	ちゅうりっぷ児童館内	社会福祉法人
78	一乗児童クラブ	西新町第 1 号 4 番地	一乗小学校内	地区運営委員会
79	上文殊児童クラブ	生部町第 36 号 6 番地	上文殊小学校内	社会福祉法人
80	もくせい児童クラブ	太田町第 14 号 7 番地	もくせい児童館内	社会福祉法人
81	六条児童クラブ	上筋生田町第 5 号 16 番地	六条小学校内	地区運営委員会
82	まきやま児童クラブ	東郷二ヶ町第 25 号 16 番地	まきやま児童館内	社会福祉法人
83	啓明児童クラブ	朝谷町第 1 号 20 番地	美山啓明幼稚園内	社会福祉法人
84	すぎのこ児童クラブ	市波町第 25 号 3 番地 4	すぎのこ児童館内	社会福祉法人

(3) こどもの健全育成

家庭や地域と連携した取組を進め、こどもの健やかな成長を目指す。

こども食堂活動等（こどもの居場所づくり）支援事業

放課後子ども教室

姉妹友好都市青少年交流（熊本市・結城市）

青少年育成福井市民会議

福井市子ども会育成連合会

